

Title	『人間対国家』とスペンサー倫理学
Sub Title	The man versus the state and Spencer's ethics
Author	久野, 真隆(Hisano, Masataka)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2022
Jtitle	哲學 (Philosophy). No.149 (2022. 3) ,p.29- 55
JaLC DOI	
Abstract	<p>It is said that Herbert Spencer became more conservative in his later life. The primary objective of this study is to discuss the consistency of his thought in terms of his ethics, especially the system of 'absolute and relative ethics' in the last two chapters of The Data of Ethics.</p> <p>First, this paper will outline The Man versus the State ( Chapter 1 ) . Second, this paper will carefully consider the relationship between absolute and relative ethics, according to The Data of Ethics ( Chapter 2 ) . Third, on the basis of the discussions about these two matters, the paper will examine the consistency of his thought ( Chapter 3 ) . On the basis of the discussions about these three matters, this paper proves that Spencer does not change his thought, and positions The Man versus the State as a manual for relative ethics.</p>
Notes	投稿論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000149-0029">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000149-0029</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 『人間対国家』とスペンサー倫理学

久 野 真 隆\*

## *The Man versus the State and Spencer's Ethics*

*Masataka Hisano*

It is said that Herbert Spencer became more conservative in his later life. The primary objective of this study is to discuss the consistency of his thought in terms of his ethics, especially the system of 'absolute and relative ethics' in the last two chapters of *The Data of Ethics*.

First, this paper will outline *The Man versus the State* (Chapter 1). Second, this paper will carefully consider the relationship between absolute and relative ethics, according to *The Data of Ethics* (Chapter 2). Third, on the basis of the discussions about these two matters, the paper will examine the consistency of his thought (Chapter 3). On the basis of the discussions about these three matters, this paper proves that Spencer does not change his thought, and positions *The Man versus the State* as a manual for relative ethics.

### はじめに

本稿は、ハーバート・スペンサー（Herbert Spencer, 1820–1903）の『人間対国家』（*The Man versus the State*, 1884）をスペンサー倫理学の一部に位置付けることを試みるものである。

本稿で言及するスペンサー倫理学は、主に『社会静学』（*Social Statics*, 1851）および『倫理学原理』（*The Principles of Ethics*, 1879–1893）の中に現

---

\* 慶應義塾大学文学部 非常勤講師

れる、「絶対倫理」(absolute ethics)と「相対倫理」(relative ethics)である。「絶対倫理」とは、「完全な行動」すなわち「絶対的な正しさ」を備えている行動に関する倫理である。ここで使用されている「絶対的な正しさ」とは「苦痛」が一切付随しないことを指す。それに対し「相対倫理」とは「不完全な行動」を扱う倫理である。「不完全な行動」とは、ある程度「苦痛」を伴う行動であり、その状況の中で「苦痛」の度合いを最小限度に抑えられている状態が「相対的な正しさ」である。

スペンサーは「総合哲学体系」<sup>1</sup>の中で、社会の発展を主題とし、そして社会の発展の中で「理想社会／理想状態」(ideal society／ideal state)の状態がもたらされると主張した。ここで言う「理想社会」とは、行動によって「いかなるところにおいても苦痛によって損なわれることのない快樂」が生じる社会のことである。また、この「理想社会」は結果が純粋な快樂のみをもたらす「絶対的に正しい」(absolutely right)と称される行動だけが存在する社会というように特徴づけられる<sup>2</sup>。

これに対して、スペンサーの晩年の著作である『人間対国家』になされる解釈には、スペンサーは当時の人々の人間性が未だ完全ではないことに着目し、社会が産業的な社会へと向かうのではなく軍事的な社会へと後退することを防ぐことを主張しているというものがある。これは当時、帝国主義が隆盛を極め、欧米列強の植民地獲得競争は激しさを増し、政府が労働者保護を目的として、市民への介入を強めていったという時代背景が念頭に置かれている<sup>3</sup>。そして、この当時の状況からスペンサーは当初の主張を弱め、保守化したという解釈がなされることがある。ここでいう保守化とは、理想への憧憬を捨て、現実主義化したことを指す。確かに、「総合哲学体系」においては社会が「理想社会」へと発展していくことが主張されているが、『人間対国家』においては、「理想社会」という言葉は2回登場するだけである。しかも「総合哲学体系」における用法とは異なっている<sup>4</sup>。晩年のスペンサーは「理想社会」の構想を捨て、保守化してしまっ

たのだろうか。

本稿では、スペンサーが保守化したのか否か、また主張の一貫性があるのかを倫理学の観点から論じる。まず、第1節では先行研究を提示したのち、『人間対国家』の内容についてを論じる。次に、第2節では『倫理学原理』第1巻の後半部で論じられている「理想社会」、「絶対倫理」と「相対倫理」の内容と関係について論じる。その上で、第3節では、『人間対国家』においても『倫理学のデータ』で論じられている「理想社会」の構想が理念として保持されていることを明らかにし、その上で、『人間対国家』とスペンサー倫理学との関係を論じ、スペンサーは保守化しておらず、スペンサーの倫理学には一貫性があることを論証する。

## 1. 『人間対国家』

### 1.1. 当時の時代状況と先行研究

『人間対国家』は、『総合哲学体系』を構成している著作のような体系書とは異なり、スペンサーが社会進化への反流であると考えたものに対する辛辣で雄弁な論争的著作である」(森村 2017, 453 頁)と評価される書物である。『人間対国家』の執筆当時の状況に関して、「スペンサーにおいては、当時のイギリスも依然として軍事型の要素が残されたままの社会であったのである。彼の当時のイギリス社会に対する批判は(……)『人間対国家』に噴出している」(挾本 2000, 189 頁)という指摘がある。また、「1880年代に至るまで、イギリス国家は、産業主義が遍く広がる理想的な状態へと進歩するどころか、軍事的な状態へと後退を続けてきた。そして、『人間対国家』において、スペンサーはイギリス政府が個人の自由を減らすような政治的な介入を続けていることを強く非難している」(Taylor 2007, 103)という指摘もある。

ここで指摘されている軍事型社会、産業型社会とは次のようなものである。軍事的な社会とは、個人は全体のために存在し、個人の自由は抑圧さ

れ、政府による強制的な協働が支配的な社会のことである。産業的な社会とは、社会は個人のために存在し、相互に平等な個人の自由が保障され、自発的な協働が支配的な社会である。森村、挟本、Taylor の指摘から、スペンサーは自分自身が打ち立てた構想、すなわち「総合哲学体系」の中で展開された「理想社会」の構想が成り立たないのではないかという懸念を抱いたと考えることができる。

これに関して、スペンサーに関する 2 つの対立する解釈がある。それは、スペンサーは晩年に保守化し、現実主義化したとする解釈と、保守化していないという解釈である。

スペンサーが保守化したとする解釈する論者として、Taylor (Taylor 1992, 210–213) および Wiltshire (Wiltshire 1978, 100–131) を挙げることができる。Taylor は「スペンサーが晩年に保守化したことに関する自分の立場は Wiltshire ものと大筋で同じである」(Taylor 1992, 210) と述べている。Wiltshire は、スペンサーの晩年の政治思想は保守化の度合いが増していったと捉えている。その要因に 19 世紀という時代を 2 つに分けたときに、前半の時代の特徴である平和・繁栄・個人の自由をスペンサーの初期の著作に見られる楽観主義に対応させ、後半の時代の特徴である退歩 (regression)・戦争・狂信的愛国心 (chauvinism)・国家の介入・官僚の圧政を晩年の悲観主義に対応させている (Wiltshire 1978, 101)。

そして、Taylor が同意する、Wiltshire がスペンサーが保守化したとする主な論点が「土地の国有化」および「参政権」の問題である。

それに対し、スペンサーが保守化していないとする解釈する論者として、Miller と Barker を挙げることができる。Miller は Wiltshire の主張に対して、スペンサーは保守化したのではなく、自身の主張に修正を加えただけであり、『社会静学』における「国家を無視する権利」・「土地の所有権」・「労働者と女性の政治権」の 3 点に注目して『社会静学』の執筆時からの主張の一貫性を主張している (Miller 1982, 483)。また、Barker は、「スペ

ンサーは、1884 年に変わったのではない。スペンサーは当初から自然権を説いていた。スペンサーを異なった主義の提唱者へと変えていったのは政治情勢の変化の方である (Barker 1914, 128/107 頁)」と主張し、自然権に注目することで、スペンサーの思想の一貫性を論じている。

また、Francis は『人間対国家』とスペンサーの政治理論には齟齬があると考えている。その齟齬はスペンサーが当時の大衆が道徳心が欠如し、無益な者、つまり他人の労働力で生活する者たちへの非難から生じ、その非難により、一層大きくなっていった。この非難に見られる乱暴な道徳的言葉はスペンサーの『社会学原理』には出てこなかったと指摘する。スペンサーが無益な者への嫌悪感を抱いたことが原因で科学的な冷静な態度を失い、感情的な議論を展開していると指摘し、『人間対国家』の読者に対してあまり緻密に検討をしない方が良いと Francis は助言している (Francis 2007, 323-324)。さらに、Francis は後期のスペンサー政治哲学に関して、「スペンサーの人気のエッセイである『人間「対」国家』に過剰な注意が払われたために、彼の社会学に組み込まれたより精緻な政治思想が見落とされてしまった。(…)彼の思想は『人間対国家』における論争を引き起こす反社会主義とは別の、独自の議論である」(Francis, 277) という評価をし、Francis はスペンサーの思想体系の中で、『人間対国家』という著作を重要視していないことが窺える。

またそれに対し Taylor は『人間対国家』に対して、「『人間対国家』は、1884 年 2 月から 7 月にかけて『Contemporary Review』誌に連載され、スペンサーが 20 年以上にわたり「総合哲学体系」で詳細に展開してきた議論の集約／集大成 (distillate) である」(Taylor 1992, 4) と述べ、その関連性を指摘している。

このように、『人間対国家』に対しては、時事的な政治評論の色合いを強くとり、スペンサーの理論体系とは別の書物であるとみなす立場と、スペンサーの「総合哲学体系」との関連を見出す立場とで解釈が分かれてい

る<sup>5</sup>。

本稿では、これらの先行研究を踏まえ、スペンサーの倫理学の観点から、スペンサー思想の保守化の問題について論じる。具体的には、スペンサーの「総合哲学体系」の著作群の中に『人間対国家』をどのように位置付けるかという問題に関して、『人間対国家』を『倫理学原理』で提示されている「絶対倫理」・「相対倫理」の枠組みを用いて捉えることで、スペンサーの倫理学の中に位置づけ、その中で倫理的観点においては晩年のスペンサー思想は保守化していないことを論証する。

## 1.2. 『人間対国家』におけるスペンサーの主張<sup>6</sup>

まず、第1章「新しいトーリー主義」(The New Toryism)で、スペンサーは「今日、リベラルとしてまかり通っている人々の大半は、新しいタイプのトーリーである」(Spencer 1981, 5)と主張している。そして、現在の社会政策に関して、リベラル党が市民に強制的な協働 (compulsory cooperation) を課していること、言い換えれば、様々な政府の機関が労働者階級をはじめとする市民に対する権限を拡大し、市民を強制的に支配することによって様々な制約事項が生じていることに、警鐘を鳴らしている<sup>7</sup>。このように、政府が市民に対する強制力を強めている現状を踏まえた上で、スペンサーは当時の政党の政策が市民の自由を奪っていることを批判している。スペンサーがこのような政策を批判する理由は、リベラルの名の下に自由党内閣が市民への介入を強めたからである。このことは「こうして、直接的であれ間接的にであれ、多くの場合はその両方だが、市民は強制的な立法が成長していく各段階ごとに、自分たちが以前には有していた自由を奪われているのである。このようなことが、リベラルの名を掲げ、自由を拡大することを提唱する政党がしていることなのだ！」(Ibid., 24) という強い論調で示されている。

それでは、「新しいトーリー主義」とはどのようなものなのだろうか。

スペンサーは次のように捉えている。

トーリー主義は、個人の自由に対して国家の強制を支持する立場を取っているので、トーリー主義が利己的な理由から個人の自由を制限しようが、利他的な理由から個人の自由を制限しようが、トーリー主義はトーリー主義のままである。(…)他の市民の自由を維持するために必要とされる程度を超えて、市民の自由を制約するために国家権力を使用している限り、その動機が利己的なものであれ利他的なものであれ、トーリーは依然としてトーリーである。利他的なトーリーは、新しい種のトーリーであるのだが、利他的なトーリーは、利己的なトーリーと同様にトーリーに属する。(Ibid., 28-29)

スペンサーは、イギリス政府が個人の自由に対して国家が強制力を働かせることで、強制的な協働の原理を弱め自発的な協働の原理を強めるリベリズムが発展する機会が失われ、社会が軍事的な状態、つまり個人の自由が抑圧されて強制的な協働が支配する状態へ後退していることに危機感を抱いている。

次に、第2章「迫り来る将来の奴隷制度」(The Coming Slavery)では、スペンサーは社会主義への批判を展開している<sup>8</sup>。スペンサーの理解に従えば、社会主義は一種の奴隷制度である。通常の意味での奴隷制度とは、人が自分ではない誰か他の人に所有されることだと考えられている。しかし、この奴隷制度が実際に効力を持つには、奴隷の行為を支配することが必要である。したがって、奴隷とは、程度には差はあるが、自分ではない別の人の諸欲求を満たすために、強制力の下で自身の労働をしている人なのである。スペンサーは次のように社会主義を批判している。

人がどの程度奴隷であるかは、彼が生み出さなければならないものと



彼が保持できるものの間の比率次第で変わる。だから、彼の主人が一人の個人であるか、または社会であるのかは重要ではない。もし、選択肢なしに、人が社会のために労働することを強いられ、また人が社会全体の蓄えから、社会が与える分け前を受け取るのであれば、その人は奴隷ということになる。社会主義的な取り決めは、この種の奴隷制度を必要とするのである。そして、多くの最近の政策、さらには現在提唱されている政策までもが、私たちをこのような奴隷制度へと導いているのである。(Ibid., 56-57)

スペンサーは、「新しいトーリー主義」により強制的な協働が増えている状態、すなわち社会主義的な政策が増えている状態を「奴隷制度」が拡がっている状態と捉えていると考えられる。そして、社会主義者やリベラルを自称する人々を次のように批判している。

社会の福利と社会制度の正しさは、根本的には社会の構成員の性格によって決まる。そして、どの社会における改善も、秩序ある社会生活によって課される拘束の下で平和な勤労を続けることから生じる。構成員の性格改善なくして行われることはあり得ないという真理を人々は受け入れることができないと思われる。社会主義者だけでなく、社会主義者のために一生懸命お膳立てをしているいわゆるリベラルも、うまく機能していない人間性を、適切な訓練によって正しく機能している社会制度の中に当てはめることができるという考えを抱いている。それは思い違いである。市民の欠損している性質は、社会主義者やリベラルたちが整えた社会構造がいかなものであれ、それに付随する悪しき作用の中に現れるだろう。(Ibid., 69)

スペンサーの考えでは、社会の諸類型はその単位、すなわち個人の性格に

よって必然的に規定されているので、いかに表面的な改革を施そうとも、諸個人が変化する前に、社会の本質が変わることはあり得ない。つまり、社会の持続的な改善は、個人の改善なくしてはあり得ないということが主張されている<sup>9</sup>。

続いて、第3章「立法者の罪」(The Sins of Legislators)では、スペンサーはその「罪」についてまず以下のように論じている。過度に法律を制定することは、立法者が社会構造について無知であることから生じており、制定した法律が原因で不幸が帰結するのであれば、その立法者の罪は赦し難い (Spencer 1981, 71–81, 121)。そして、「より悪しき人々 (the worse) の苦痛を減らすという目的で、より善い人々 (the better) の苦痛を増やすことは残酷」(Ibid., 114) である<sup>10</sup>。スペンサーがここで批判しているのは、もっとも同情に値しない人、すなわちより悪しき人々の苦痛を軽減するために、同情に値する人びと、すなわちより善い人々の苦痛を増やすような政策を展開している政府である。

そして、第4章「大いなる政治的迷信」(The Great Political Superstition)でも、スペンサーは上記のような政策を実施している政府を批判している。「過去の大きな政治的迷信は王権神授説だった。現在の大きな政治的迷信は議会の権利神授説 (the divine right of parliaments) である」(Ibid., 123)<sup>11</sup>。そして、トーリー党にもホイッグ党にも急進派にも共通する暗黙の教義は、政府の権力はいかなる制限も受けてはいないことである。この教義は、立法者が神から与えられた権限を持っていると考えられた時代に遡り、今でもなお残っている。したがって、何らかの国家による恣意的な介入の正当性に市民が疑問を持ち、それを問うたとしても、与えられる解答は「議会で作る法律は何でもできる」というものになる (Ibid., 124–125)。そして市民は、政府の権力はいかなる制約にも従ってはいないという迷信に従っているが、国家の立法者たちは社会構造に無知であるがゆえに、制定した法律の間接的かつ長期的な影響、すなわち生命が衰退していくこと

を考慮に入れることができていない<sup>12</sup>。このような状況を踏まえて、スペンサーは、「過去のリベラリズムの機能は、王の権力に制限を加えることであったが、未来の真のリベラリズムの機能は議会の権力に制限を加えることである」(Ibid., 166)と述べている。

このように、スペンサーは『人間対国家』で、国家の干渉を制限する姿勢を展開し、政府の政策に盲目的に従うことを批判し、そして、政府の政策による強制的な協働の範囲が拡大するのを抑止する態度を示すことで、自発的な協働の範囲を増やそうとした。その論点を整理すると、以下のようによまとめられる<sup>13</sup>。

1. 自発的な協働を支持し、政府による強制的な協働を批判する。政府による過度な慈善事業を行うことを批判する。
2. 社会はすなわち個人の性格によって必然的に規定されているので、表面的な改革を施そうとも、諸個人が変化する前に、社会の本質が変わることはあり得ない。社会の改善は、個人の改善なくしてはあり得ない。
3. 政府は、悪しき人々の苦痛を軽減するために同情に値する人びと、すなわちより善い人々の苦痛を増やすような政策を行っているが、これには賛同しない。その理由は社会の性質は個人の性質の変容なくして、変化することはありえないからである。
4. 個人の能力の範囲内で、優れた者が劣った者にする援助については、積極的に支持する。
5. 国家の必要性に関しては、現状では必要であるという立場を採用しているが、国家がその影響範囲を拡大させると、社会は進歩ではなく退歩していくので、それに関しては否定する。そして、議会に制限を課するのが未来のリベラリズムの仕事である。

## 2. 「絶対倫理」と「相対倫理」<sup>14</sup>

### 2.1. 「絶対倫理」と「相対倫理」の内容

第1節では、『人間対国家』が執筆された当時のスペンサーにおける時代背景と、『人間対国家』の内容を論じた。そこには、「理想社会」という言葉は登場せず、終始イギリス社会に対する批判や自らの主張が述べられていた。このように見てくると、『人間対国家』の中に、「理想社会」／「絶対倫理」の構想が理念として保持されているのだろうかという疑問が生じる。この問いに解答するには『倫理学原理』の第一巻である『倫理学のデータ』で展開された「絶対倫理」と「相対倫理」が手がかりとなる。

『倫理学のデータ』で展開された「絶対倫理」／「相対倫理」の議論は、『社会静学』で展開された議論を修正し、洗練させたものである。したがってこの「絶対倫理」／「相対倫理」は、『倫理学のデータ』で初めて展開されたものではない（Kennedy 1978, 62）という指摘がある。また、Farber は、「『社会静学』と『倫理学原理』における基本的なアプローチは大きく変わってはいないが、『社会静学』が理神論的な立場を採っているのに対して、『倫理学原理』は完全に自然主義的な立場を採っている」（Farber 1998, 46-47）というようにスペンサーの議論の修正点を指摘している。

この自然主義的な立場は、スペンサーが『倫理学のデータ』の中で、一貫して行動と倫理の関係を論じていることに反映されている。スペンサーが『倫理学のデータ』の中で目標としていることは、「科学的な基礎に基づいた正しい行動の規則を確立する」ことである（Spencer 1978, 30）。そこでスペンサーは、「完全な行動」に関わる「絶対倫理」、「不完全な行動」に関わる「相対倫理」を考案している（*Ibid.*, 290）。

まず、「絶対倫理」が扱う「完全な行動」とは「絶対的な正しさ」を備えている行動であり、絶対的な正しさとは「苦痛」が一切付随しないことを意味する<sup>15</sup>。そして、苦痛とは、「不正」（wrong）、すなわち、すべての要求を完璧に満たすような行為の過程からの逸脱（divergence from that course

of action which perfectly fulfills all requirements) の一種である (*Ibid.*, 289). それゆえ、「完全な行動」とは、苦痛（不正）が付随しておらず、純粋な快樂のみを生じさせる行動のことである<sup>16</sup>.

次に、「相対倫理」が扱う「不完全な行動」について、スペンサーは次のように述べている。「苦痛を伴う行動に対してなされうる最も重要な主張は、その状況の中で正しくない度合いを最小限度に抑えることであり、そして、不正が最小限度に抑えられている状態の正しさが『相対的な正しさ』である」(*Ibid.*, 290). つまり、スペンサーにおける「相対的な正しさ」とは、行動の中に苦痛ないし苦痛を結果として生じさせる要素が含まれているが、その苦痛が最小限度に抑えられている状態を指している。

## 2.2. 「絶対倫理」と「相対倫理」の関係

では、この「絶対倫理」と「相対倫理」はどのような関係にあるのだろうか。スペンサーは「絶対倫理」と「相対倫理」の関係を論じる際に、科学の法則の立て方<sup>17</sup>になぞらえた説明をする。それによれば、科学の法則を立てる際には、ある出来事に関して、諸々の付随的な要因を含む「経験的な形態」(empirical form) から、付随的な要因が取り除かれ、一般法則が成り立つ「合理的な形態」(rational form) へと徐々に発展していく (*Ibid.*, 296). ここで言及されている付随的な要因とは、ある物体に働く力の作用のうち、主要な力に対して、付加的な小さな力の作用のことである。たとえば、太陽の引力による惑星の楕円軌道にずれを生じさせる他の惑星の引力などがこれに該当する。科学の法則は理想的な事実から構築されているものであり、理想的な事実だけを扱うことによってのみ創り出すことができる。そして、スペンサーは、科学の「合理的な形態」と「経験的な形態」になぞらえて、「絶対倫理」と「相対倫理」の関係を構築することを試みている。具体的には、科学の「合理的な形態」に「絶対倫理」を、「経験的な形態」に「相対倫理」を対応させて<sup>18</sup>、それぞれの科学の法則の立て方

に依拠しながら、倫理学を構築することで、倫理の法則を定めようとしている。

そして、このような仕方で行われた「絶対倫理」は、苦痛が一切付随しない「完全な行動」の規則であり、そうした行動は、『倫理学のデータ』で一貫して進化論的な立場を貫いているスペンサーからすれば、進化の極致にある<sup>19</sup>。だとすれば、「絶対倫理」は、進化の極致である完全な行動がなされる「理想社会」における倫理ということになる。

だが、「理想社会」における「絶対倫理」は、未だ不完全な道德性を持つにとどまる人間の構成する社会、すなわち、進化の途上にある現実の社会においては、無条件に適用することはできない。なぜなら、そのような社会には、様々な苦痛を生じさせるものが含まれているからである。そこで、スペンサーは「相対倫理」を構想することで、その達成の手段として許容されるべき最小限の不正の範囲を規定し、現実に行っている諸問題への対応を試みている。だとすれば、「相対倫理」は、進化の途上にある現実の社会における倫理ということになる。

では、「絶対倫理」と「相対倫理」は、より具体的には、どのような関係にあるのか。スペンサーは次のように説明している。進歩には、人間性を社会の状態に適應させようとする側面が存在してきた。そして、究極の人間（ultimate man）においては、自分自身の本性が要請するものと、社会生活を営む自分の生活が要請するものが一致している。もしそうだとすれば次のように考えることができるとスペンサーは述べる。

完全に進化した社会の中で、完全に適應している人間（completely adapted man in the completely evolved society）の行動を定式化している理想の行動規則が存在していることは、必然的な含意である。そういった規則はここでは相対倫理と区別されるものであり、絶対倫理——相対的な正しさ、ないし最小限の不正であるようなものに対し

て、絶対的な正しさとみなされるもののみからなら成る命令の規則——と呼ばれるものである。そして理想の行動の仕組みとして、その規則は実際の行動が含む問題をできるだけうまく私たちが解決する際の私たちを案内してくれる基準（standard for our guidance）として機能しているのである。（*Ibid.*, 303）

スペンサーの考えでは、現実の社会において「相対倫理」だけで問題が解決するわけでない。相対的な正しさ、すなわち最小の不正を含む状態を確定するためには、その基準となる「絶対倫理」を参照することが必要不可欠なのである。そして、「絶対倫理」が現実の社会問題に適用される場合には、「相対倫理」だけを用いる場合と比べて、道徳的な真理により近い結論に達することができる。このようにして、大体の正確さをもって（with approximate correctness）何が相対的に正しいのかを確かめることができるのである（*Ibid.*, 296-299）。

以上を踏まえると、スペンサーの試みを次のように理解することができる。「相対倫理」は進化の途上にある現実の社会に適用される倫理である。人間が進化するにつれて「相対倫理」も進化していくことを考慮すれば、この「相対倫理」には生物学的・進化論的な説明を模範とする考え方が含まれている。一方で、「理想社会」に適用される「絶対倫理」の構築に関しては、物理学の分野で見られる力学的な説明の仕方が採用されている<sup>20</sup>。つまり、スペンサーは、たとえば物理学において、回転や物体の変形などの要因を考慮に入れることなく法則が作られているように、倫理においても、混乱を生じさせている要因を排除した倫理として「絶対倫理」を構築しようとしたのである。もちろん、実際の問題を解決する際には、物理学においては、一般法則では扱えないような諸々の付随的な要因を考慮するが、それと同様に倫理においても「絶対倫理」を基準とし、それを参照しながら、混乱を生じさせる要因を考慮に入れた「相対倫理」を使用するこ

とで問題に対応するのである。そしてこの「絶対倫理」を基準としながら「相対倫理」を使って問題に対処するという考え方には、科学の法則を実際の事象に適用する際に用いられるやり方が採用されている。

### 3. スペンサー倫理思想の一貫性

#### 3.1. 『人間対国家』と「理想／理想社会」

第2節で論じた「理想社会」における「絶対倫理」や現実の社会における「相対倫理」は、『人間対国家』の中で直接論じられてはいない。しかしながら、「絶対倫理」が適用される「理想／理想社会」に関する説明、そして「相対倫理」に適用される「相対倫理」に関する説明は『人間対国家』のうちに見出される。

まず、『人間対国家』の「あとがき」(Postscript)で、スペンサーは「理想」(an ideal)について以下のように主張している。

理想というのは現実よりもかなり先を行っているとしても、正しい案内(right guidance)のためには常に必要不可欠なものである。時々の特定の諸状況が必要とするか、そう思われるすべての妥協のさなかに、社会組織におけるより善い／悪いものに関する真なる考えが1つも存在しないならば——つまり、目下問題となっている差し迫った急務以外のものには注意が払われず、最善に近いものと究極的な最善が常に同一だと見なされるならば——その場合には真なるいかなる進歩もありえない。目標がいかに遠くであろうが、そして時に障害によって目標へ向かっていく過程の道筋からの迂回が必要になるにしても、その目標がどこにあるのかを知ることが必要なのは明らかである。(Spencer 1981, 173-174)

現実社会において、特定の状況のために妥協が図られるとしても、社会が



正しく導かれ、進歩するためには「理想」・「目標」・「より善い／悪いもの」に関する真なる考えが必要不可欠である。そしてスペンサーはこのように説明することで、現実の社会が「理想社会」、つまり「どこにも苦痛が生じず、純粋な快樂のみが生じる社会」へと進む道りを示しているように思われる。さらに、この説明を見る限りでは、第2節で論じた「絶対倫理」の構想が理念として残っていると考えてよいだろう。この説明は、現実の社会における「相対倫理」を確立し、さらに「理想社会」に到達するためには「理想社会」において敷衍している「絶対倫理」への参照が必要不可欠であるという議論と符合している。

次に、スペンサーが『人間対国家』の中で『社会静学』(Social Statics, 1851)から引用している箇所にも、スペンサーの「理想」・「絶対倫理」に関する議論と符合する説明が見出される。この『社会静学』からの引用箇所に対して、スペンサーは「公刊から三分の一世紀が経つが、未だに撤回する理由が何も見つからない」と述べており、以下で言及するスペンサーの主張は、『人間対国家』執筆時にも支持されていると考えて差し支えない<sup>21</sup>。

最初にスペンサーが説明しているのは、高等動物の発展についてである。スペンサーは、「人間という種においてその極致が達成されている」とし、「文明(civilization)がその達成の最終段階である」としている。そして「理想的な人間(ideal man)に言及し、「理想的な人間とは、その達成に関する条件全てが満たされている人間」と規定している。さらに、「現存する人類の福利と、究極の完成へと変わっていく人類の福利の発展は、どちらも同じ、厳正だが慈善的である規律」に従っている。この規律は「部分的もしくは一時的な苦痛を回避しようとして歪曲されることが決してない、幸福追求法則(a felicity-pursuing law)」であるが、この幸福追求法則は、「理想社会」における「絶対倫理」の構成要素の一部をなすものである。

続いて、スペンサーは幸福について説明している。幸福とは、自らの勤勉さと努力によって達成されるべきものであり、理想的な人間が完成するには、「目下の小さな満足を、将来の大きな満足のために犠牲にする」ことが必要である。この状態は幸福ではない状態であるが、この害悪は「進化の途上においては避けられない」ものである。スペンサーによれば、変化には苦痛（suffering）はつきものである。理想的な人間が完成するには「この過程は必ず通らなければならず、この苦痛に必ず耐える必要がある」ので、このような不幸を「なるべく上手に乗り越えなければならない」。この説明は、進化の途上にある現実の人間に関するものであるが、そうした不幸を乗り越えるために必要とされるのが「絶対倫理」であると考えられる。

最後に、スペンサーはこの過程を乗り越える方策について説明している。スペンサーによれば、「人間の相互の自発的な共感（spontaneous sympathy）によってこの過程が和らげられる限りにおいては、そのようにするのは適切なことである」が、「究極的な結果を考慮することなく共感を示す場合には害悪が生じてしまう」ことになる。つまり、平等な自由の法（the law of equal freedom）によって禁じられている介入をすることで害悪が生じ、苦しみは減少していくのではなく増加してしまうのである。その結果、「生存に最も不適である人間の増加を助長し、生存に最も適した人間の増加を妨げる」のである<sup>22</sup>。この説明は、自発的な協働を促し、国家による強制的な協働や社会主義を批判する『人間対国家』の主張につながる論点である。このように、「理想」ないし「理想社会」の議論、そして「絶対倫理」と「絶対倫理」の議論は、『人間対国家』で直接論じられてはいないといえ、『人間対国家』の主張と結びついている。

そして、前節で示したとおり、「絶対倫理」は「理想社会」における倫理であり、また、現実の社会における「絶対倫理」の基準でもある。したがって、『人間対国家』でも、「理想社会」の構想は理念として保持されて

おり、決して放棄されたのではない<sup>23</sup>。

### 3.2. 『人間対国家』の位置付け

それでは、『人間対国家』とスペンサー倫理学の関係はどのようなものだろうか。まず、第1節で見たとおり、『人間対国家』におけるスペンサーの主張の一つは、「政府は、悪しき人々の苦痛を軽減するために同情に値する人びと、すなわちより善い人々の苦痛を増やすような政策を行っているが、これには賛同しない。その理由は社会の性質は個人の性質の変容なくして、変化することはありえないからである」というものであった。それは、社会が進化するためには、個人がまず進化しなければならないという主張である。そして、社会の進化の前提である個人の行動の進化に関わるのが、『倫理学のデータ』における「絶対倫理」と「相対倫理」の議論である。それゆえ、『人間対国家』で展開されている主張にも、『倫理学のデータ』の議論に基づき、それに続くものと見なすことができるものがあると考えられるだろう。

だとすれば、スペンサー倫理学と『人間対国家』を以下のように特徴づけることができるように思われる。まず、スペンサーは『社会静学』において自身の「総合哲学体系」の思想の概要を紹介し、「絶対倫理」が幅広く広がっている「理想社会」の均衡状態を示した。また、Millerも指摘するように、スペンサーが示した理想社会に到達する条件とは、「国家やその他の強制力を持つ機関の権力が絶えることなく減退し、その結果、完全性 (the perfected) の徳目において人々が訓練されることによる、個人の決定・行為・責任により多くの範囲が割り当てられるようになる場合のみ」(Miller 1982, 484) である。この指摘を考慮すると、スペンサーが『人間対国家』において、政府批判を展開し、自発的な協働の重要性を訴えたことと、あとがきにおいて理想への道を示しているのは、『社会静学』において主張されている理想社会に到達する条件を維持するためであると考え

ことができる。

しかし、『人間対国家』は「総合哲学体系」には含まれない著作である。Hudson は 1860 年に出されたスペンサーの「総合哲学体系」の要覧とその後実際に刊行された書物と比較すると、大部分が一致していることに驚かされると述べている (Hudson 1869, 72-73)。スペンサーは、要覧に従い「総合哲学体系」を執筆したが、おそらく要覧の作成当時は、『人間対国家』で展開されている内容は彼の構想の中に入っていなかったであろう。

『人間対国家』は「総合哲学体系」には含まれないので、Francis のように「総合哲学体系」と異なる主張を展開していると思われるかもしれない。しかし、本稿の議論を踏まえれば、『人間対国家』の位置づけについて、以下のように考えることもできるだろう。「総合哲学体系」の著作群は、スペンサー自身の要覧に基づいて執筆された。しかし、時が経つにつれ、本稿冒頭で言及したように、当時の社会状況に懸念を抱くようになった。そこで、現在の人々の人間性が不完全であるために、社会が軍事型の社会へと退歩していくのを阻止することを主張する『人間対国家』を執筆するに至った。実際に、3.1 で見たように、『人間対国家』においても「理想」ないし「理想社会」の議論は表立ってではないが残っている。これを「絶対倫理」と「相対倫理」の枠組みを用いて表現すれば、「理想社会」における「絶対倫理」を基準として現実の社会における「相対倫理」を確立することで、人間の不完全性を食い止め、それによって、社会が逆行するのを防ごうとしていると言い換えることができる。

たしかに、晩年のスペンサーは、人間の不完全性が増大して、また政府による介入が強まることで人間の自発性の減退が加速し、その結果、「理想社会」の実現が妨げられていると考えた。だとすれば、『人間対国家』の主眼の一つは、同時代の英国人の性格や本性が不完全であるがゆえに、「理想社会」の実現は不可能であるということになる。そのことは間違い

ないだろう。

本稿は、この議論それ自体に異議を唱えているわけではない。しかし、現状では「理想社会」の実現が困難だからといって、人間にとって原理的に不可能であるということにはならない。そして、スペンサー自身、「理想社会」の実現が原理的に不可能であるとまで主張しているのではない。確かに Taylor が指摘するように、スペンサーは初期の著作群では「理想社会」がすぐに到来するような楽観主義をとっている (Taylor 1997, 211)。しかし、見てきたように晩年になっても、スペンサーは「理想社会」の構想自体を放棄したわけでも、否定したわけでも決してはない。むしろ、その構想を理念として残しながら、当時のイギリス人とイギリス政府に対して批判を展開しているとも考えることもできる。

スペンサーの「理想社会」／「絶対倫理」は、社会状況に合わせて変わるような代物ではない。静的な均衡状態として、社会状況とは別に存在する、「理想的な人間」が構成員となるような社会である<sup>24</sup>。スペンサーが晩年にイギリス政府を批判したのは、社会情勢を鑑み、「理想社会」そのものに本当に到達できるかどうかを問題にしたからではないだろうか。『人間対国家』という著作だけを見ると、スペンサーは現実の問題にのみ目を向け、理想を捨て、保守化したように見えるかもしれないが、その中にはスペンサー倫理学の中心概念である「絶対倫理」／「相対倫理」を見出すこともでき、また、あとがきには理想社会の構想を捨てていない文言も見出すことができる。

スペンサーの「総合哲学体系」の一部である『社会学原理』には、「究極の人間とは、自分の要求と社会の要求とを一致させた人のことを言うのだろう。その人は、自らの個性を自発的に達成していく中で、結果的に社会の単位としての機能を果たしているのだろう」(Spencer 1898, 611) とある<sup>25</sup>。また『倫理学のデータ』には、「理想的な人と、その人が理想的な社会状態のうちにその人が存在していることは同じであると考えなければな

らないことは明白である」(Spencer 1978, 308) という記述がある。これらの記述を考慮すると、「総合哲学体系」では「理想社会」の中にいる個人は「究極の人間」である。しかし、前述したように、『人間対国家』執筆時の英国人の性格や本性は不完全なものであり、つまり当時の英国人は「不完全な人間」であった。そして、「不完全な人間」が「究極の人間」になるためには、その人間の行動が進化する必要があった。この個人の行動の進化について論じたのが『倫理学原理』に含まれる『倫理学のデータ』である。しかし、実際は当時の人々の人間性が不完全であるために、社会が産業的な社会から軍事型な社会へと退歩していきかけていたのが1880年代である。スペンサーが『人間対国家』の第一章の中で繰り返し強制的な協働を批判し、自発的な協働を訴えたのは、社会の退歩を防ぐためであり、退歩を防ぐ目的は社会が産業型の社会の究極形態である「理想社会」になることへの一縷の望みに賭けているからではないだろうか。

このように考えると、『人間対国家』においても「理想社会」の構想は理念として保持されていると考えることができ、そして『人間対国家』を、「絶対倫理」が広がる「理想社会」を実現するための実践的で現実的な処方箋、すなわち「相対倫理」の指南書として位置付けることができる。そして、この点においてこそ、スペンサーの倫理思想は保守化したのではなく、その思想には一貫性があると考えられるだろう。

## おわりに

本稿では、『人間対国家』とスペンサーの倫理学、とりわけ「絶対倫理」／「相対倫理」がどのような関係にあるのかを検討した。具体的には、まず、『人間対国家』執筆時のスペンサーの時代認識を確認し、『人間対国家』におけるスペンサーの主要な主張を整理した(第1節)。そして、スペンサー倫理学と『人間対国家』の関係を考える手がかりとして、『倫理学のデータ』における「絶対倫理」と「相対倫理」の議論を取り上げ、二つの

倫理の内容や両者の関係を明らかにした(第2節)。そのうえで、『人間対国家』においても、「絶対倫理」と「相対倫理」の議論に符合する説明が見出されることを示し、「理想社会」の構想が理念として保持されていることを論証し、さらに、それを踏まえて、『人間対国家』が「理想社会」の実現のための処方箋、あるいは、「相対倫理」の指南書と見なせることを明らかにした(第3節)。

そして、『人間対国家』を「相対倫理」の指南書と見なせることは、スペンサーが「理想社会」への憧憬を捨てていないことを含意する。そしてこのように倫理的な観点で考えれば、スペンサーは晩年に保守化したわけではないというのが本稿の結論である。

だが、スペンサーが言う「理想社会」とは、具体的にはどのようなものだろうか。スペンサーは、「理想社会」の構想については、『社会静学』以来、一貫して主張しており、『人間対国家』でも保持されているが、その内実については、本稿では詳細に論じることはできなかった。『社会静学』から『人間対国家』に至る過程で、「理想社会」の具体的な内実が変容している可能性は十分にある。それゆえ、スペンサーの「理想社会」(あるいは「理想」)の内実について考察すること、そして、「理想」がわれわれにとって、どのような手引きとなっているのかを明らかにすることが、残された課題である。

## 注

<sup>1</sup> スペンサーの「総合哲学体系」は、5部10巻の著作で構成されている。この「総合哲学体系」における著作の構成は、1862年に刊行された『第一原理』に始まり、1864年から1867年にかけての『生物学原理』(*The Principles of Biology*)、1870年から1872年にかけての『心理学原理』(*The Principles of Psychology*)、1876年から96年にかけての『社会学原理』(*The Principles of Sociology*)、1879年から93年にかけての『倫理学原理』となっている。

<sup>2</sup> スペンサーが説く「理想社会」は生物学的なユートピア、すなわち自然法則に基づく生物学的進化により形成されるものであり、それはオックスフォー

ド理想主義の掲げる理想とは異なるものであるという指摘がある（北岡 1987, 379 頁）。

- <sup>3</sup> (Peel 1971, 224) を参照。
- <sup>4</sup> 1 つは、第一章の具体例での「自由という理想状態を目指したフランス革命を起こした人々の初期の思想」(Spencer 1981, 13) という使い方であり、もう 1 つは、第二章での「彼ら [社会主義者たち] が望む理想社会の首長」(Ibid., 68) という使い方である。ここでは、スペンサーはこの社会主義者たちが掲げる理想社会に対して、その社会は強制的な協働のシステムの再来であると批判を加えている。
- <sup>5</sup> 『人間対国家』の位置付けの問題に関しては、藤田 (2018) も参照のこと。
- <sup>6</sup> この議論の詳細は、久野 (2020) を参照。
- <sup>7</sup> 労働に関しては、「労働時間の規制が工場法の適用領域の拡大によりさらに推し進められることが予想される。このように、労働時間を規制しようと思えば、すべての労働者をこのような規制の下に置くために、さらなる規制が必要になり、政府が労働者に対して強制力を働かせる領域は、拡大していくばかりである」(Ibid., 21-22) とスペンサーは述べている。
- <sup>8</sup> 「しかしなぜ、この変化が『迫り来る将来の奴隷制度』と説明されるのか」というのは、依然として多くの人が問いたい問題であろう。その返答は単純である。すべての社会主義は奴隷制度を包含しているのである」(Ibid., 55)。
- <sup>9</sup> この引用箇所に見られる内容を敷衍して、スペンサーが社会悪は人間悪に還元されると考えていたことが指摘されることもある（清水 1980, 38 頁）。
- <sup>10</sup> 「あらゆる事例において、政府の政策はもっとも同情に値しない人々の苦痛を軽減するためにもっとも同情するに値する人々苦痛を強めるというものである。同情に値しない人々が自分に能力がなく、また自分の不道徳な行為の結果として生じている苦難を、生存闘争がその人に課すのを容認できないほどに思いやりがある人々は、その同情に値しない人々が、同情に値する人々にとっての生存闘争をより過酷にして、(…) 彼らの子供に人為的な苦しみを与えるほどに思いやりがないのだ」(Spencer 1981, 113-114)。
- <sup>11</sup> この箇所の訳は、森村訳 (森村 2017, 369 頁) に負っている。
- <sup>12</sup> 「国家がより多くのもの (amount) を市民に要求する、または市民の自由をさらに制限する場合、私たちが考慮しているのはただ直接的かつ近接的な影響のみであり、間接的かつ長期的な影響を無視している。したがって、個人的なものであれ社会的なものであれ、生きるのに不可欠な条件を少しずつ侵害していくことにより、その条件が十分に満たされなくなり、生命が腐敗していくということに注意が向けられていない」(Ibid., 165)。
- <sup>13</sup> 久野 (2020) では、「スペンサーにおいては、社会現象と生命現象は連続的であり、社会の進化も生物の進化と切り離して論じることはできず、また『自然権』



に関しても、生命現象の側面と社会現象の側面を持っている」ことに関しても言及している。

- 14 「絶対倫理」と「相対倫理」の詳細については、久野（2018）を参照。
- 15 「善い行動に関する概念が分析される場合、この概念をどこかで常に快樂の余剰を生み出すような行動の概念であると仮定し、それに対して、悪い（bad）と考えられている行動を、どこかでなんらかの苦痛を課すような行動の概念であると仮定すると、行動において絶対的に善い、ないし絶対的に正しい（... the absolutely good, the absolutely right, in conduct, ...）というのは、純粹な快樂—いかなる程度でも苦痛によって損なわれることのない快樂—を生み出す行動の概念であるということが出来る」（*Ibid.*, 289）。
- 16 スペンサーは絶対的に正しい行動の例は、「たとえば、足を滑らせた人を見ていた人が助け、双方に怪我がなかった場合、両者は喜びに満ちるといふものがある。また、歩行者が危険な道をすすんでいる場合や、同乗者が違う駅で降りようとしている場合に、それに対して注意をすることで不幸から逃れ、結果として喜びが生じるといふものもある」（*Ibid.*, 292）と述べる。また、「理想社会」の中で、完全な個人の行動が定まったものに決してなり得ないのは、人間や社会が多様だからであり、スペンサーがこの多様性を考慮しているからだということになる。したがって、ある種の完全性を備えた一般状況が指摘されるに留められているという指摘もある（Williams 1893, 29, 59）。
- 17 「なんであれ科学の真理に到達するには、摂動を引き起こす（perturbing）要因や対立する要因を取り除き、根源的な要因のみを認識することが必要である。根源的な要因を抽象的に扱うこと、つまり、実際の現象の中に現れているものとしてではなく理想的な状態の中で扱うことで一般法則が成り立つならば、具体的な事例を考えるとときには、付随する要因を考慮に入れば、一般法則からの推論が可能となる。しかし、追求していた本質的な真理を見つけることができるのは、まさに、最初に付随的な要因を無視し、根源的な要因のみを認識するという方法によってだけである」（*Ibid.*, 296）。なお、なお摂動とは、ある物体に働く力の作用のうち、主要な力に対して働く付加的な小さな力の作用のことである。たとえば、太陽の引力による惑星の楕円軌道にずれを生じさせる他の惑星の引力などがこれに該当する。
- 18 「我々が理解しなければならないのは、経験的な倫理学（empirical ethics）は、合理的な倫理学（rational ethics）へと徐々に発達していくことが可能であるということである。それが可能になるのは、はじめに複雑な要因を全て無視し、特別な状態を考慮してしまうことで事態がわかりにくくなるような影響を無視して、正しい行為の法則を定式化することによってのみである」（*Ibid.*, 299）。
- 19 ここで言及した進化の極致とは、人間と人間を取り巻く環境が完全に適応し、平衡関係に至っている点のことを指す（*Ibid.*, 53）。

- 20 先に見たように、進化 (evolution) の観点から見ると、我々はずっと進歩 (progress) の過程の中におり、そして現在もその過程の中にいる。そして、またこの先も長くこの進歩の過程の中にあるであろうが、この期間の人間の行為 (act) は、ほとんどの場合、ここで「絶対的な正しさ」を持たないとスペンサーは述べる。また、ケプラーやニュートンなどが科学法則を作ったときの手法になぞらえて説明していることから、このような解釈をスペンサーの「絶対倫理」に与えている。スペンサーの自然科学理解に物理学的側面があること、スペンサーが青年の頃から物理学に関心があったことの指摘 (Barker 1948, 89/73-74 頁) も参考にした。
- 21 Miller (1982) は、スペンサーが『社会静学』執筆時の立場を晩年に撤回し、保守化したという評価をする論者がいるが、それは『社会静学』の内容を捉え損ねていると主張する。Miller によれば、『社会静学』は、スペンサーが即時的な社会改革を目指した設計図であるかのようによく読まれるが、それは致命的な誤りである。『社会静学』は完全な社会 (perfect society) の均衡状態についてを主に論じており、その中で人々を完全社会に向かわせる要素に関する言及をしているものである。晩年のスペンサーは保守化したのではなく、自分自身のその他の理論体系と符合するように自分の理論を修正したのである。
- 22 ここまでの整理は、(Spencer 1981, 107-109), (高 2012, 140-141 頁) を参照。また、この引用箇所については、Taylor (1992), 高 (2012), 藤田 (2018) が指摘するようにスペンサーの社会ダーウィニズムの主張が見て取れる箇所でもあるが、スペンサーの理想社会とダーウィニズムとの関係を論じることは本稿の主眼ではないので、ここでは指摘するにとどめたい。
- 23 『『人間対国家』』でも、スペンサーのリバタリアンの思考は変わっておらず、英国の思想家たちがますます社会主義や共産主義に傾倒し、リベラリズムが大きな政府を志向するものへと変容する中で、一人気炎を上げている」(児玉 2019, 92 頁)。このように、スペンサーのリバタリアンの思考の一貫性が論じられることがあるが、本稿が主軸に据えている一貫性はスペンサーの「理想」・「理想社会」の枠組みについてのものであり、リバタリアンの思考の一貫性ではない。
- 24 スペンサーは最終的には完全な社会が実現するという希望を持っていた。しかし、スペンサーにとっては進化はゆっくりとした過程であり、人間の操作能力を超えているので、急速な進歩は不可能であると考えていた (Bowler 1984, 297/478 頁)。
- 25 この一文は、『社会静学』で述べられている文と同じであり (Spencer 1851, 442), 『社会学原理』の出版年を考慮すると、ここにもスペンサーが理想を捨てていない痕跡を見て取れる。またこれについては、(挾本 2000, 191 頁) も参照のこと。

## 文 献 表

- Barker, Ernst. 1948. *Political Thought in England : Herbert Spencer to 1914*. London: Williams and Norgate. [E. バーカー (堀豊彦訳) 『イギリス政治思想 IV—H. スペンサーから 1914 年』 岩波現代新書, 1954 年.]
- Bowler, P. J. 1984. *Evolution: The History of an Idea*. Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press. [P. ボウラー (鈴木善次ほか訳) 『進化思想の歴史』 上・下巻, 朝日選書, 1987 年.]
- Farber, P. L. 1998. *The Temptations of Evolutionary Ethics*. California: University of California Press.
- Francis, M. 2007. *Herbert Spencer and the Invention of Modern Life*. Ithaca: Cornell University Press.
- 藤田祐 2018 「バーカーの呪縛？—スペンサー解釈の論点」 東京法哲学研究会 6 月例会 (報告).
- 挟本佳代 2000 『社会システム論と自然』 法政大学出版局.
- 久野真隆 2018 「ハーバート・スペンサーにおける『絶対倫理』と『相対倫理』」 『エティカ』 (慶應義塾大学倫理学研究会編) 11 号, 21–54 頁.
- 久野真隆 2020 「スペンサーにおける「リベラリズム」—『人間対国家』を中心に—」 『哲学』 (三田哲学会編) 145 号, 197–223 頁.
- Hudson, W. H. 1897. *An Introduction to the Philosophy of Herbert Spencer : With a Biographical Sketch*. 2nd ed. London: Routledge/Thoemmes Press.
- Kennedy, J. G. 1978. *Herbert Spencer*. Boston: Twayne Publishers.
- 児玉聡 2019 「『ハーバート・スペンサーコレクション』 (書評) 『イギリス哲学研究』 42 号, 91–93 頁.
- 北岡勲 1987 『イギリス政治哲学の生成と展開』 御茶の水書房.
- Miller, W. L. 1982. “Herbert Spencer’s Drift to Conservatism,” *History of Political Thought* 3, 483–497.

- 森村進 2017 『ハーバート・スペンサー コレクション』 ちくま学芸文庫.
- Peel, J. D. Y. 1971. *Herbert Spencer: The Evolution of a Sociologist*. New York: Basic Books.
- 清水幾太郎編 1980 『コント／スペンサー』 〈中公バックス世界の名著 46〉 中央公論社, 397-442 頁.
- Spencer, H. 1851. *Social Statics: or, The Conditions essential to Happiness specified, and the First of them Developed*. London: John Chapman.
- Spencer, H. 1898. *The Principles of Sociology vol.3*. New York : D. Appleton and Company.
- Spencer, H. 1981 [1884]. *The Man Versus the State With Six Essays on Government, Society, and Freedom*. Indianapolis: Liberty Classics.
- Spencer, H. 1978 [1879-93]. *The Principles of Ethics*. 2vols, In T.R.Machan ed. Indianapolis: Liberty Fund.
- 高哲男 2012 「19 世紀後半イギリスにおけるニュー・リベラリズムの台頭とダーウインの道徳進化論—H. スペンサー, T. ハクスリー, D.G. リッチーを手掛かりに—」 『エコノミクス』(九州産業大学) 16 巻 4 号, 99-170 頁.
- Taylor, M. W. 1992. *Men versus the State*. Oxford: Clarendon.
- Taylor, M. W. 2007. *The Philosophy of Herbert Spencer*. London: Continuum.
- Williams, C. M. 1893. *A Review of The System of Ethics Founded on The Theory of Evolution*. New York: Macmillan & Co.
- Wiltshire, D. 1978. *The Social and Political Thought of Hebert Spencer*. Oxford: Oxford University Press.